

(公印省略)

障 福 第 2 2 7 号  
令和 8 年 5 月 1 5 日

関係法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

令和 7 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

本県の障がい福祉行政の円滑な推進につきましては、平素からご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、上記加算を算定している事業所は、厚生労働省通知により、加算算定の手続きを行った県または市町村に対して毎年度、下記のとおり実績報告書を提出する必要があります。

つきましては、当該加算を算定した事業所に係る実績報告を行ってください。

記

1 提出書類

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算実績報告書（別紙様式 3）※提出必須
- ・特別な事情に係る届出書（別紙様式 5）※該当がある場合

2 実績報告書 提出先及び提出方法

提出先：大分県福祉保健部障害福祉課障害者支援班（大分市の事業所を除く）

（大分市に加算の手続きを行った場合、提出書類・期限等は大分市にお問い合わせ願います。）

提出方法：大分県電子申請システム

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/6608445119640587662>

3 実績報告書 提出期限 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）

4 実績報告書等の入手方法

大分県のホームページ <https://www.pref.oita.jp/site/syougai/syoguukaizen2019.html> に掲載しております。

(担当)

障害福祉課 障害者支援班

E-Mail : s12500@pref.oita.jp

**留意事項**

実績報告の提出にあたっては、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）（令和7年3月7日付け障障発0307第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」をよくお読みいただき、記載例等を参考にして、記載漏れや不足書類のないようご注意ください。

1 賃金改善額に関する留意事項

(1) 賃金改善の範囲

賃金改善以外の処遇改善に加算を充てることはできません。

(2) 新規雇用職員、非正規職員から正規職員への転換の扱い

賃金改善実施期間中に新たに雇用した職員については、給与額そのものを賃金改善額とみなすことはできません。当該職員が賃金改善前に職員として勤務していたと仮定し、当時の賃金算定ルールを、当該職員に適用し、増額していればその増額分のみが賃金改善額となります。

また、非正規職員から正規職員になった際の差額全額の計上は認められません。この場合、当該職員が賃金改善前の時点で正規職員として勤務していたと仮定し、その当時の給与と比較して増額していれば、その増額分のみが賃金改善額となります。

2 提出書類に関する留意事項

(1) 実績報告書を作成する単位

福祉・介護職員処遇改善計画書毎に実績報告書を作成してください。

(2) 令和7年度分 福祉・介護職員処遇改善加算総額の計算

令和7年6月から令和8年5月の間に受領した加算の総額を記入してください。

(3) 介護保険サービスにも従事している場合の記載内容

障害福祉サービスの対象職種に従事した分の賃金等に関する分のみを記載し、介護保険のサービスに従事した分の賃金等に関する分は除いてください。

3 その他の留意事項

(1) 加算に関する書類の保存

本加算に関する書類については、実績報告後5年間保管してください。

(2) 実績報告に関する厚生労働省のQ&A（平成24年度 報酬改定に関するQ&A）

問19 実績報告で賃金改善額が加算額を下回った場合、これまでの助成金と同様、返還する必要があるのか。

(答) 加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、加算による収入額を下回るとは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、一時金や賞与として支給されることが望ましい。なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

問20 期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

(答) 加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。